

# 昭和町立押原小学校 いじめ防止基本方針

平成31年3月6日改定

## 1 いじめに対する基本的な考え方

いじめとは、「当該児童と一定の人間関係のある児童が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法）である。

いじめは、いじめを受けた指導の心身の健全な成長に重大な影響を与えるのみならず、生命身体に重大な危険を生じさせる恐れがある極めて危険な行為である。また同時に、いじめは、どの子どもにも、どの学校・学級にも起こり得る問題であり、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得る性質を有することも事実である。

このような基本的認識に立ち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい、かつ安心・安全な学校生活」を送ることができることを目指して、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のため、以下の5点を指導の重点とする。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、効果的な措置を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校外部の専門家等との協働により、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協働して、十分な教育的配慮の下に事後指導にあたる。

## 2 いじめ対策のための組織

いじめの未然防止、早期発見、及び発生時の適切な対処のために、次の組織を設置し、いじめ問題への対応を実効的に推進するとともに、重大事態発生に当たっては、昭和町教育委員会が設置する重大事態対策委員会が行う事実関係の調査、その他の対処に協力するものとする。

○いじめ等対策校内委員会（生徒指導委員会）

いじめをはじめとする問題行動について話し合い、問題行動が認められた場合の指導方針等を検討する。検討結果は職員会議で報告し、全職員の共通理解の下、全職員が指導に当たる。委員会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、当該学級担任や教科担任等によって構成する。また、必要に応じて、スクールカウンセラーなど外部の専門家や、教育指導監などの関係機関の職員の参加を得ながら対応する。

## 3 いじめの未然防止の取組

いじめ問題において最も重要なことは、「いじめが起らない学級・学校づくり」をはじめとする未然防止の取組である。この取組の基本は、望ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育み、積極的に学習や行事に取り組む児童主体の集団づくり、学級づくり、学校づくりを推進していくことにある。

そのためには、自己有用感や自尊感情を育むとともに相手を思いやる雰囲気づくりに取り組むこと

が必要である。また、楽しく分かりやすい授業を心がけ、基礎・基本の定着を図るとともに、知的好奇心を刺激して学習に対する達成感・成就感を育てることが重要である。道徳をはじめあらゆる教育活動を通じて、自他を敬愛する心や生命の尊ぶ態度を涵養し、「いじめは絶対に許されない」という認識を醸成するよう努めなければならない。

また、児童に対して、傍観者とならず、いじめの防止等の対策のための組織への報告を始めとする、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるように努める。いじめに向かわせない態度・能力の育成に向けた指導に当たっては、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう実践的な取組を行う。その際、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ばせるようにする。

さらに、発達障害を含む障害のある児童や、海外から帰国した児童、外国籍の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童、性同一性障害や性自認に係わる児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

具体的な取組として、次のような活動を展開するものとする。

#### ①いじめゼロ運動

いじめのない学校を目指した児童会活動を推進する。児童会顧問を中心に、全職員で活動を支援する。

#### ②ありがとうの日

人との関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって、周囲に応えようとする心情を高めるために、「ありがとうの日」を毎月1日、11日、21日に設定する。学級ごとに朝の会・帰りの会などで「ありがとう」を伝えあったり、児童会活動の一環として「ありがとうポスト」を設置して感謝の相手と内容を書いたカードを投函したりする活動等を展開する。

## 4 いじめの早期発見の取組

いじめ問題は、早期発見が早期解決につながるため、日頃から職員が児童との信頼関係を築き、悩みを相談しやすい雰囲気醸成することが重要である。また、いじめが潜在化しやすい性質を有することから、児童の些細な言動から問題の存在を察知する鋭敏な洞察力を高め、いじめを見逃さない資質を向上させることが、職員に課された責務である。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、適切に対応する。いじめの認知、早期発見の取組に関し、次のような方策を講ずるものとする。

①「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こり得る」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない姿勢を保持する。

②いじめの事実の把握に当たっては、質問紙による調査等の方法により、確実な方法を講ずることとする。調査は原則として、各学期の中途（6月、10月、2月）に実施するものとする。

③様子の異変を感じた児童がいる場合には、職員会議等において状況を共有し、事実の把握に務めるとともに、当該児童を見守る体制を整える。

## 5 いじめへの対処

いじめの発見もしくは通報を受けた場合は、関係児童の担任等、特定の職員が責任を抱え込むことなく、全職員が組織的に対応するものとする。この場合、被害を受けた児童の心身を守り通すとともに、加害児童に対しては、教育的な配慮の下に毅然とした指導を行うことを基本的姿勢とする。

いじめが起こった際の対応について、次のような具体的方策によるものとする。

- ①いじめ問題を発見したときには、速やかに生徒指導委員会を開いて対応を協議し、的確な役割分担の下に早期解決に努める。問題が深刻な場合は、いじめ等対策校内委員会を開いて、対応についての意見を求める。
- ②いじめられている児童及びその他の児童等からの聞き取り等により情報収集を綿密に行って事実を確認し、いじめられている児童の生命及び身体の安全を最優先に、必ず守り通すことを伝えて安心感を抱かせことに努める。いじめている児童に対しては、事実関係の確認の下に、毅然とした態度で指導にあたる。
- ③傍観者の立場にいる児童にも、いじめに加担していると同等であることを指導し、反省を促す。
- ④いじめられている児童の精神の安定を確保するため、スクールカウンセラーや養護教諭等と連携しながら指導を行う。いじめが解消した後も、PTSDや精神不安定等に陥らないよう注視する。
- ⑤いじめられている児童の保護者と連絡を密にし、情報を正確に伝えるとともに学校の取組について説明し、理解と協力を求める。いじめている児童の保護者とも連絡を密にし、事实现為と学校の指導方針を伝え、協力を求める。
- ⑥いじめている児童の指導は、単に形式的な責任を問うたり謝罪をさせたりすることに終始してはならず、自己有用感や自他の敬愛の精神等を培うことに主眼を置いた指導を、学校・家庭が連携して行うよう努めることとする。
- ⑦重大事態が発生した場合は、その重大事態に係る情報を迅速に収集・整理し、教育委員会に報告すると共に、教育委員会の指示に従った対応をとる。また、その重大事態に係る調査は、教育委員会が設置する「昭和町教育委員会いじめ問題専門委員会」が行うものとし、その調査に対しては、必要な資料提出を行うことなどを通して、全面的に協力する。その調査結果については、教育委員会が、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

### ●重大事態の意味

重大事態とは、児童がいじめを受けたことにより、以下のような状況になったときのことをいう。

- いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
  - ・児童が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより、児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

なお、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てが児童や保護者からあったときは、

その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま重大事態ではないと断言できないことに留意し、重大事態が発生したものとして扱う。

- ⑧インターネット上のいじめは、匿名性が高く、一瞬にして拡散し、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず、学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性や深刻な影響を及ぼすものであることを考慮して、ネットワークを介したいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、情報モラル教育や、啓発活動等の実施を促進する。また、児童に対して、インターネット上のいじめが刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る等、重大な人権侵害に当たることを理解させるための情報モラル教育の充実を図る等の必要な教育活動を促進する。さらに、ネット上の不適切な書き込み等、いじめが疑われる行為、又はいじめにつながる恐れがある行為を発見した場合は、直ちにプロバイダに対して書き込みを削除するよう求める等の措置を講ずるとともに、書き込んだ児童が特定できた場合は、必要な指導を行う。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月間継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期間必要と判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会またはいじめ防止等の対策のための組織の判断により、より長期間を設定するものとする。相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子や状況を注視し、期間が経過した段階で判断する。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して、状況を注視する。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめの防止等の対策のための組織においては、いじめが解消にいたるまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。また、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめは再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。

## 6 その他留意事項

### ①組織的な指導体制

いじめへの対応は、全職員による組織的な対応が不可欠である。そのために、職員の共通理解を図るとともに、いじめへの対応についての資質向上を目的とした校内研修を行うことが必要である。夏季休業中等、適切な時期に、目的を明確にした研修会を開催するものとする。

### ②児童と向き合う時間の確保

職員が児童と向き合い、児童理解を深めることが、いじめの防止には不可欠である。そのためには校務分掌を適切に行い、校務の効率化を図って、職員が児童と向き合う時間を確保するよう努める。

### ③家庭・地域との連携

いじめの防止には、家庭や地域の協力が欠かせない。家庭訪問、学年懇談会、PTA総会、等で、いじめ防止のための基本方針を説明したり、いじめ問題について意見交換を行ったりして、家庭との共通認識を持つことに努める。また地域の方に対しては、学校だより、ホームページ等を活用して、いじめについての情報を適切に発信して、理解と協力を得ることに努めることとする。また、26年度から導入されたコミュニティ・スクール制度によって設置された学校運営協議会や学校支援地域会議の活動を通して、地域全体でいじめの防止に取り組む体制を築いていく。

## 7 いじめ防止指導計画

月	会 議	防止対策	早期発見
4	生徒指導委員会 学年懇談会・PTA 総会等での啓発	いじめゼロ運動開始 ありがとうの日	
5		ありがとうの日	
6	生徒指導委員会	ありがとうの日	いじめアンケート
7		ありがとうの日	学校評価
8	職員の研修 生徒指導委員会	ありがとうの日	
9		ありがとうの日	
10	生徒指導委員会	ありがとうの日	いじめアンケート
11		ありがとうの日	
12	生徒指導委員会	ありがとうの日	
1		ありがとうの日	
2	生徒指導委員会	ありがとうの日	いじめアンケート 学校評価
3		ありがとうの日	

